

第一章 義教初政期

第一節 『満濟准后日記』 正長元年五月廿六日条

応永三十五年（一四二八）正月、兄義持の死により、將軍後継者の指名を受けることになった青蓮院門跡義円は、時に三十五歳天台座主、仏法界の重鎮であった。五大將軍義重が早世し、他に男子がいなかった義持が死に臨んでも後継者を定め得なかつたため、四人の弟（青蓮院義円・相国寺永隆・梶井門跡義承・大覚寺義昭、表1参照）の中から、くじで選ばれたとされる還俗將軍である。この時、彼が將軍に選ばれた事實は、勿論、本人の資質が最重要であったことは確かだが、幕府内外の人脈とのバランスも考えられてのことと推察される。義教が將軍位に就いた頃の幕府は、政治的緊張が極度に高まつた時期であった。だからこそ、決断力に富んだ強力な指導者が必要とされた。義持の四人の弟達それぞれを自己の利害から推す諸大名や、関東の持氏が將軍位をねらっていること等、十分に考慮したうえで選出であり、くじ抽き（神選）が周囲の反対派を抑える最良の策と考えられたからであろう。

義円の場合、義持の同母弟（母は藤原慶子）であったことが嗣立の最大理由になったと思われる。

義持発病から新將軍嗣立への経緯は、『満濟准后日記』(1)に詳述されている。

この次期將軍決定に至るまでの記述は、後世にその由緒を伝えんがためと言わんばかりに、その詳細さは極致に至る。ここで注目される点は、

義教を選出したのは、清和源氏の氏神である八幡神の神意としたこと。

相談の結果、くじを作つて続飯を以て堅封したのが満濟、其の上に書封したのが山名右衛門佐入道時熙、そして管領畠山満家が八幡宮へ向かつたということ。

これが満濟の日記の記述である。しかし、この時満家が輿に乗つて走らせたのが、馬で駆つたのか、御伴はいたのか等は記されていない。

神意は、中世人がよく使う手だが、問題はこの策を実行した面々である。

管領は、幕府の表向の顔(外様)の代表者であり(2)、満濟は内々の儀によつて將軍に近侍する人物であり、山名は守護大名の代表格たる人物である。

したがつて、義教を、くじ抽きによつて偶然將軍に選ばれた人物と見るより、幕閣内における義教支持者の思惑によつて、將軍の座に就いたと考えるべきである(3)。

ところで、義教という人物には、今までどのような評判(評価)があつたのだろうか。「義教=恐怖政治」でイメージされていると思う。それは、『嘉吉記』や齊木一馬論文「恐怖の世 嘉吉の変の背景」から得られる評価である(4)。

義教について、政務面あるいは文化面の中に、何か評価できるものを敢えてあげてみると次のように記すことができる。当時退廃していたとされる公武の規律をただし、鎌倉府を抑え九州を制している。また、有力守護を従属させ、幕府に拮抗して譲らない比叡山延暦寺の僧徒にも厳しい制裁を加えた。父義満の後始末とも言うべき南朝対策も徹底して行ない制圧した。すべてに度が過ぎるのが彼の特徴でもあるが、その積極的な姿勢は朝廷政策や日明

表 1 義満所生の男子

No	諱	通称その他	生没年月日	生母	応永35年 時年齢	没年齢 その他
1	清 師	青蓮院尊満 香嚴院友山	永徳元・正・11 ～嘉吉・元力 (1381～1441)	加賀屋(柳原殿)実相院坊 官長快法印女 元中山親雅 妻	48	61カ
2	義 持	室町幕府四代將軍 内大臣 室町殿 御所様 勝定院殿	至徳3・2・13 ～応永35・正・18 (1386～1482)	藤原慶子 三寶院坊官安芸法眼女 勝鬘院 贈従一位	43没	43
3	義 嗣	押小路大納言 円修院殿林光院 新御所	応永元～応永 25・正・24 (1394～1418)	春日局 攝津能秀女	早世	25
④	義 教	青蓮院義円 六代將軍 左大臣 (一時義宣と名乗る) 普広院殿	応永元・6・13 ～嘉吉元・6・24 (1394～1441)	藤原慶子 (義持と同母)	35	48
5	法 尊	御室准后 梵光院殿	応永3・12・31 ～応永25・2・15 (1396～1418)	日野業子 日野時光女 定心院	早世	22
⑥	永 隆	景德寺虎山周就 相国寺永隆 (隆蔵主)	応永10・10・18 ～嘉吉2・2・18 (1403～1441)	池尻殿 (北山院康子の実母に 当たる)	26	40
⑦	義 昭	大覚寺大僧正 (吉野では義有と称 す)	応永11 ～嘉吉元・3・13 (1404～1441) 九州島津に討たれる	不詳 (日野カ)	25	38
⑧	義 承	梶井准后	応永13 ～応仁元・10・18 (1406～1467)	藤原誠子 (元足利満詮室、浄土寺僧 正持円の母に当たる)	23	62

注1 Noの 印が將軍嗣子候補者。

注2 義満長子と思われるが一般にはあまり知られていない尊満(清師)は明徳3年青蓮院入室(12歳)のち、香嚴院に住す。応永35年、義持薨去の際、継嗣定の時に尊満は員数から除かれている。『陰涼軒日録』にはしばしば現われる人物である。永享9年7月、大覚寺義昭出奔の時は、尊満がそのことを將軍に告げたことになっている。

注3 將軍継嗣のくじは、義教・永隆・義昭・義承の四人が対象であったが、前將軍義持の同母弟義円(義教)が神慮にかなうたとされる。

注4 義教正室は裏松重光女宗子(観智院) 三条公雅女宗子(瑞春院)。

参考文献 白井信義『人物叢書 足利義満』、勝野隆信「青蓮院とその秘室」(『日本歴史』223号所収論文)、白井信義「足利義持の薨去と継嗣問題」(『国史学』57号所収論文)、『大日本史料』7 10、佐藤進一『足利義満』、渡辺世祐『室町時代史』、『満濟准后日記』、『看聞御記』。

貿易にも示され、文化面でも、義教が会所で和歌や連歌の会を催した様子が満済の日記にしばしば記されている。また、表向きだけではなく私的な面（大奥）についても秩序を重んじ厳格であった一面が知られている。

一方、彼の政策面のうえで、種々の問題を残したとはいえ、最大に評価され得るものは訴訟制度である。それ故に義教の専制ぶりがよく表現されている御前沙汰について解明することが必要不可欠となる。

さらに義教には生得器用な面も感じられ、几帳面で能力のある人物像が浮かぶ。応永十年（一四〇三）六月二十一日、十歳で青蓮院に入院以来、宗教者としての修業と学問の日々、さらに上流公家らとの交流も当然行なわれていたと考えられる。一時期、「禅」に凝ったとも伝えられるが、総体的には門跡としての日常を全うしていた將軍義持の弟であったと思われる。事実、俄に將軍後継者に指名されたとは考えられないほど、就任間もない時期に、驚くほど政務に積極的である。そういった意味合いからも、『満済准后日記』正長元年（一四二八）五月に書き残された一行は、義教の政治姿勢を知るうえで注目すべき記述と言えよう。この時は元服以前で、まだ將軍宣下を請けていない段階である。

御沙汰ヲ正直ニ諸人不含愁訴様ニ、有御沙汰度事也、仍如旧評定衆并引付頭人等被定置度也、此一又管領ニ可相談由被仰了（『満済准后日記』正長元年五月二十六日条）

満済が日記に記したこの部分は、義教の重要な発言として注目されている。つまり、義教が評定衆・引付頭人の再設を指示したとされる著名な箇所である。このくだりは直接的には満済に向かって話しているのだが、「此一段又管領ニ可相談由被仰了」と、管領にも話を通じるよう配慮している義教である。このように幕府重臣に伝えて了承を得るといった態度は、満済の日記中、処々に（5）見られるところで、義教も將軍就任当初は、故義持の方針を入れ、宿老らの意見を尊重していたと考えられる。

満済の日記が伝える新將軍義教の政治への所信表明ともとれる言葉ではあるが、「ここで義教は、「如旧評定衆并引付頭人等被定置度也」と言っているのである。義教期においては引付や評定は、すでに形骸化していた。「如旧」と言っているが、何を考え、如旧と言ったのか、しかもこの後、引付等が再設された形跡はない。

しかし、『御前落居記録』や『御前落居奉書』に見られるような將軍親裁の場があったことは推定できる。また、事実、將軍 奉行人から成る同事の場の規律（法令）が就任間もない頃より次々に発布されている。

評定や引付は合議によって成り立つ（合議機関）ものであり、將軍が直断をする御前沙汰（將軍親裁機関）とは、まったく相反するものである。

義教にとって合理的なスピード判決は御前沙汰によってのみ実現されるものであったが、就任早々、彼に、裁判を急がせた理由は何だったのだろうか。

この義教の所信表明が記されている満済の日記の前後から、就任当時の幕府周辺の状況を読み取りその理由を探索してみよう。それらは、『中世法制史料集Ⅱ』にも参考資料として掲載されているもので、「諸五山禪院掠領押領等所領事」⁶、「近年非分御寄進神領事」⁷の二つが、義教に期待された御徳政ということになる。つまり、所領の興行と裁判の興行である。ここでは、義教が何を考えてこのような意向を伝え、満済もことさら日記に書き残したのかを推論してみたい。

前述した通り、義教は三十五歳まで僧籍にあり、門跡・座主といった立場から上流貴族や知識人との交流も深かった人物と思われる。それで政治思想等も学習していたことが考えられる。それ故に、將軍就任早々、既述のような気持を満済に伝えることができたのではないだろうか。そこで公正な裁判をめざし、「如旧」と言っている「旧」とは、具体的にはいつのことをさしているのか、これが重大なポイントになる。評定・引付という点から考察して、鎌倉幕府の北条泰時の執権政治（御成敗式目の精神）がまず思いあたる。さらに、義教自身が將軍であることや、引付訴訟制度の完成をみた安達泰盛の政治改革（弘安德政）等を思い起こすと、泰盛政治を考えたい。

発言ともとれる。したがって、弘安七年（一二八四）五月廿日新御式目廿八ヶ條⁸の「條々公方」の公方は、勿論本来的には鎌倉幕府將軍をさしているわけだが、義教は自分に置き替えて読んでみると考えられる。さらに得宗貞時が、泰盛の政治改革を踏まえたうえで行なった貞時流の徳政、つまり訴訟判決権のすべてを掌握した得宗専制政治のあり方も、義教は十分手本にし、自分の政治に生かそうとしたことは確かである。訴訟制度を政治に利用し、専制的な將軍権力の伸長をめざしていたことは義教の政權を通じて言えることである。それでは、義教が学んだと推測される弘安の改革とはいったいどのようなものであったのか、また、貞時流の訴訟制度のどの部分を倣ったと見ることができなのか等々、考察してゆきたい（これについては、第三節で後述している）。

さらに付け加えると、義教の政策には専制的な中に合理性も感じ取れる。その最たるものが、対山門政策である。一方では神選・湯起請等を命じている中世人の彼であるが、反面、仏をも恐れぬ考え方の持ち主でもある。

將軍代替わりにつきものの、所領や裁判の興行を、公正かつ迅速に解決していくとしたら、それなりに合理的判断が求められる。新將軍義教には、徳大寺実基の政治思想の影響もあつたと推測される⁹。

第二節 興行の沙汰

1 裁判の興行と禅院

まず、『建内記』正長元年（一二二八）五月十四日条に注目したい。

諸五山禅院、以掠領押領等之所領、莊主非分得利、不可然、此一段又可有沙汰之由、同御定也、予所領江州八木大国事、寺家請文分明之上者、可被任理運条勿論也、必可伺上意、不可懇望管領之由、^{（備前）}三宝山被示之¹⁰、

（略）